



3中教指第5277号
令和4年(2022年)2月28日

各幼稚園長様
各小・中学校長様

教育委員会事務局
学校教育課長 松原 弘宣
指導室長 齊藤 光司

式典における歌唱・合奏、呼びかけの取扱い等について

各校・園におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染予防と幼児・児童・生徒の健やかな学びの保障との両立に取り組んでいただきありがとうございます。

さて、「令和3年度卒業式(修了式)、令和4年度入学式の取扱い」につきましては、令和4年2月15日付 3中教学第2427号にてお伝えしているところですが、式典開催にあたっての諸注意については、後日別途通知するとさせていただきます。

つきましては、下記の点について貴職下 教職員に周知の上、式典の開催及びその準備等に当たり感染症の拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 式典当日について

- (1) まん延防止等重点措置期間中であるかどうかに関わらず、式典の中で歌唱、管楽器による合奏、集団での呼びかけ等、飛沫感染の可能性が高い活動は行わない。
 - ①国歌、校歌に関しては、会場内全員起立の上、歌唱をせずCD等で流すこととする。
 - ②区歌やその他の音楽はBGMとして活用する。(区歌は起立の上、CD等で流してもよい)
- (2) 式典の時間外に、短い時間で以下のような活動を行うことは可とする。
 - ①体育館で事前に撮影した児童・生徒の合唱・合奏、呼びかけ等の映像を鑑賞する。
 - ②校庭等の屋外の広い場所で、前後左右ともに十分な距離(1メートル以上)を確保するなど、感染症対策に十分配慮した上で合唱・合奏、呼びかけ等を行う。

2 歌唱の練習等について

- (1) まん延防止等重点措置期間中においては、合唱・合奏等、飛沫感染の可能性のある活動は行わない。(令和4年2月14日付 3中教指第5043号のとおり)
- (2) まん延防止等重点措置の解除後は、以下の点に留意した上で合唱・合奏等、飛沫感染の可能性のある活動を実施してもよいこととする。
 - ①マスクは飛沫拡散防止の効果が期待できるため、できる範囲で着用すること。
 - ②合唱している児童・生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と児童・生徒との間隔、発表

者と聴いている児童・生徒等との間隔は、前後左右ともに十分な距離（1メートル以上）を確保すること。

- ③立っている児童・生徒の飛沫が座っている児童・生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童・生徒と座っている児童・生徒が混在しないようにすること。
- ④連続した練習時間はできる限り短くすること。また、常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気すること。飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避けること。

3 式典以外の活動について

(1) 合唱コンクール等の行事について

- ①まん延防止等重点措置の継続・解除に関わらず、全校が一か所に集まったの合唱・合奏等、飛沫感染の可能性がある活動や行事は行わない。
- ②まん延防止等重点措置の解除後、広い場所で換気に留意し、十分距離を取った上で、クラス単位での合唱・合奏等の活動を行う、また、それらを当該学年が鑑賞する活動は可とするが、陽性者が複数出た場合には学級・学年閉鎖となり、式典等に大きく影響する可能性があることに十分留意する。

(2) 修了式・始業式について

全校で屋内に集合することはしない。

4 その他

式典への在校生の出席は「最小限の代表児童・生徒」とされたことから、卒業式・入学式とも、原則、在校生については教育課程の授業日数から除くこととする。

ただし、学年全員が登校し、別室からリモートで式典の様子を参観するなどの活動がある場合は、その学年については授業日数としてよい。その場合は、指導室に連絡する。

【担 当】

教育委員会事務局学校教育課
学校経営支援係 小原 優子
内 線 6 2 2 8
教育委員会事務局指導室
指導主事 矢澤 理恵
内 線 6 4 2 2